平成２１年（フ）第１３１４２号
東京都新宿区新宿１丁目32番４号　エヌエスビル４Ｆ
破産者　株式会社ドリームコンストラクションクリエイティブ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２３３号
東京都世田谷区上用賀３丁目１番17号
破産者　有限会社庵
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２３４号
東京都世田谷区岡本１丁目４―10―102
破産者　玉井　順三
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２５２号
東京都西東京市ひばりが丘北４丁目７―４―202
破産者　布川　敏夫
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２５９号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉６丁目23番１―205号
破産者　有限会社ＺＥＸ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２６０号
東京都墨田区墨田２丁目２―２―502、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区下末吉６丁目23―１―205
破産者　藤田　　浩
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３６０号
東京都豊島区千早４丁目２―６―302
破産者　石井　泰郎
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３８４号
東京都立川市栄町５丁目11番地１
破産者　株式会社ＪＦＥＣ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４００号
東京都江戸川区江戸川４丁目22番地36
破産者　有限会社エフエムエー
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４０１号
千葉県市川市南行徳２丁目７―５、開始決定時の住所東京都江戸川区江戸川４丁目22―36
破産者　大久保昭久
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４０８号
東京都杉並区今川２丁目５番７号―201
破産者　有限会社ル・コント
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４０９号
東京都杉並区今川２丁目５―７―201
破産者　高井　匡哉
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４２１号
東京都目黒区碑文谷５丁目25番９号
破産者　有限会社クールブレインズ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４２２号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目56―９―703
破産者　藤井　英悟
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４２３号
千葉県松戸市紙敷1381―１
破産者　有限会社源
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４２４号
千葉県松戸市金ケ作354―19
破産者　中村　尚夫
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５１２号
東京都西東京市栄町１丁目14番27号
破産者　有限会社野沢設備
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５１３号
東京都練馬区氷川台３丁目22―11―312
破産者　野澤　達雄
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５６６号
東京都新宿区新宿１丁目28番４号
破産者　株式会社クリエイターズワークショップ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６４３号
東京都新宿区新宿１丁目３番８号
破産者　竹田運送株式会社
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６４４号
東京都江戸川区南篠崎町３―29―12―703
潮まゆ子方、住民票上の住所東京都江戸川区瑞江２丁目６―11―501
破産者　竹田　孝次
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６８０号
東京都江東区大島５丁目６番８号
破産者　向陽印刷有限会社
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部